

令和6年度の例規改正予定について

1 趣 旨

上位法等の改正に基づき、本町議会における例規（条例・規則等）の制定及び改正等の要否並びに内容を協議・検討し、改正時期は9月を予定して取り進めることとする。

2 検討予定事項について

- (1) 芽室町議会議員の請負の状況の公表に関する規程（条例）の制定について
- (2) 芽室町議会会議条例等運用規則の一部改正について
- (3) 芽室町議会委員会条例の一部改正について
- (4) 芽室町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

(5) 芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

ア 根拠 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴うもの。

イ 概要 上位法の改正に伴う文言整理

(改正前) 懲役→(改正後) 拘禁刑

3 検討スケジュールについて

- (1) 議会運営委員会 随時協議・調査（令和6年6～7月）
- (2) 全員協議会 随時共有・協議（令和6年6～8月）
- (3) 本会議提案 令和6年9月

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

(1) 趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

(2) 現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

(3) 基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。